一　上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合（次号の場合を除く。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該会社の本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）がその所在場所において実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）を確認した結果を記載した書面又は当該会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表者等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表者等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の会社の支配人の住所について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　前号ロに掲げる書面

三　上場会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　金融商品取引所に当該会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

2　既に代表者等住所非表示措置が講じられている会社（前項第二号の代表者等住所非表示措置のみが講じられている会社を除く。）について、同項の規定による申出をする場合には、同項第一号イ及びハに掲げる書面又は同項第三号に定める書面の添付を要しない。

一　上場会社以外の株式会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面又は当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表取締役等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該株式会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該株式会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条において同じ。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の株式会社（既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社に限る。）　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

三　上場会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

［項を加える。］